



これから起こる大地震にそなえて！

## 木造住宅の耐震改修費

最大115万円補助します

建物の耐震基準は、昭和56年6月に大きく改定され、それ以前に建てられた建物は、耐震性が低い可能性があります。

市は、個人の木造住宅を対象として、耐震診断で耐震性が劣ると判定された場合には、耐震改修費の一部を補助し、安心して暮らせる住環境づくりを推進します。



### 安中市木造住宅耐震改修補助事業

#### ○対象住宅…次の条件を全て満たした住宅

- ①耐震診断（※1）の結果、上部構造評点（※2）が1.0未満と診断された住宅
- ②昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅または併用住宅  
（住宅部分の床面積が2分の1以上の住宅）
- ③平屋建てまたは2階建て
- ④在来軸組構法または伝統的構法で建築した住宅

※1 耐震診断とは、「木造住宅の耐震診断と補強方法」（日本建築防災協会発行）に基づく一般診断法または精密診断法により木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいいます。

※2 上部構造評点とは、耐震診断を行った住宅の耐震性能の評価値です。耐震性の有無については、評点1.0が基準となります。

#### ○対象者…次の条件を全て満たした個人

- ①対象住宅の所在地を本市の住民基本台帳に記録されている住所としている人
- ②市税を滞納していない人
- ③対象住宅を所有し、かつ居住している人

#### ○対象工事…上部構造評点を1.0以上にする耐震補強工事で令和9年2月26日（金）までに完了報告書を提出できるもの（未着工の工事に限る）

#### ○耐震補強設計者・工事監理者…次のいずれかに該当する建築士に依頼してください

- ①建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項第1号に規定する木造耐震診断資格者講習を修了している者
- ②群馬県が実施する木造住宅耐震診断技術者養成講習を修了している者
- ③（一社）群馬県建築士事務所協会が認定する木造住宅耐震診断調査資格者
- ④（一社）群馬県木造住宅産業協会に登録している木造住宅耐震診断士
- ⑤（一社）群馬建築士会が行う「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」の受講を修了し、建築士事務所または建設会社等に所属している者
- ⑥その他市長が①～⑤の資格者等に準ずると認める者

#### ○補助金額…耐震補強工事（耐震補強工事費および工事監理費）にかかる費用の5分の4以内（限度額115万円）

※1,000円未満は切り捨て。

※耐震補強設計費用は除く。

## ○提出書類

- ①申請書（要綱：様式第1号）
- ②付近見取図（住宅地図等）
- ③耐震補強工事の設計図書
  - ・配置図、平面図、立面図、詳細図等その他関係書類。（耐震補強工事計画に伴う耐震診断の結果、上部構造評点が1.0以上となる耐震診断結果を含む。）
- ④耐震改修に要する費用の見積書等の写し
- ⑤建築確認済証の写し（耐震補強工事により建築確認が必要な場合に限る。）
- ⑥耐震補強前、補強後の耐震診断の結果の写し
- ⑦耐震診断者、耐震補強設計者および工事監理者の資格要件を確認することができるもの

○募集戸数…2戸

○申込み期限…令和8年9月4日（金）

## 補助の対象となる工事

次のような補強工事が補助の対象となります。（記載のない工事については、ご相談ください。）

耐震壁の増設・補強	壁を増やし、かつ、つり合いよく配置する。 筋かいを入れたり、合板を張って強い壁を増やす等。
金物等による補強	土台、柱、梁、筋かい等の接合部を金物で堅固にする等。
基礎の補強	鉄筋コンクリート基礎のひび割れを補修する。
屋根等の軽量化	瓦屋根を軽量の金属屋根等に葺き替える等。
その他	劣化した部材を取り替える。 補強工事に伴う内装工事等。

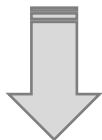
次のような工事は、補助の対象とはなりませんのでご注意ください。

### 注意！

- ！耐震補強工事に関連しないリフォーム工事の費用
- ！仕上げ材等のグレードをアップさせる工事の費用 など

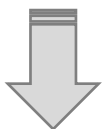
# 耐震改修の流れ

## ①耐震改修の相談（申請者）



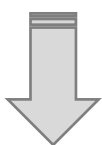
- 安中市役所・本庁舎 建築住宅課の窓口で行います。
- 相談建物が要件に該当しているかご相談ください。

## ②設計者等の選定（申請者）



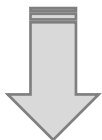
- 耐震診断者・耐震補強設計者・工事監理者の資格要件に該当する建築士に依頼してください。

## ③補助金交付申請（申請者）



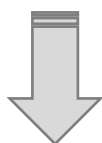
- 耐震補強工事の計画が決定し、申請に係る書類および耐震補強設計図書が準備できましたら、「木造住宅耐震改修補助事業補助金交付申請書」に提出書類を添えて、建築住宅課窓口へ申込みをしてください。

## ④補助金交付決定の通知（安中市）



- 申請書の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、市から「木造住宅耐震改修補助事業補助金交付決定通知書」を通知します。

## ⑤耐震補強工事着手（申請者・耐震診断者・耐震補強設計者・工事監理者・工事施工者）



- 耐震補強設計のとおり、耐震補強工事を適切に行ってください。
- 完了報告書には工事前、工事中、工事後の写真提出が必要になりますので、忘れずに準備をしてください。

### 注意！

！交付決定後、耐震改修申請内容を変更する場合には、変更申請が必要になりますので、ご注意ください

！工事内容等について変更を行う場合は、必ず事前にご相談ください

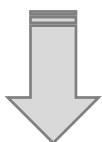


## ⑥中間検査・完了検査の実施 ※（安中市）



- 耐震補強工事が、計画どおりに適切に行われていることを確認するために、工事の中間および完了時に現場検査を行います。

## ⑦完了報告書の作成（申請者・耐震診断者・耐震補強設計者・工事監理者・工事施工者）



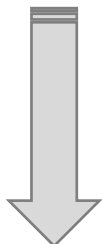
- 完了報告書に係る必要書類等を準備してください。
- 報告書は、工事完了の日から30日後または、令和9年2月26日（金）までのいずれか早い日までに提出してください。

## ⑧完了報告書の提出（申請者）



■完了報告書に係る書類等の内容を審査し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定します。

## ⑨補助金の額の確定通知・交付（安中市）



■「木造住宅耐震改修補助事業補助金額確定通知書」を通知します。  
■申請者の指定口座に補助金を振込みます。  
■代理受領制度をご利用の場合は、工事施工者の指定口座に補助金を振込みます。（詳しくは、別紙の「代理受領制度について」をご参照ください。）

## ⑩終了

### ※ 中間検査・完了検査について

#### ●中間検査

中間検査は、基礎の補強、筋かいや構造用合板及び柱頭柱脚等の金物が図面どおり適切に取り付いているかなどについて、仕上げ工事を行う前に、確認を行うものです。

#### ●完了検査

耐震補強工事が、すべて終わった段階で、すべての工事箇所について検査を行います。家具等は生活の支障とならない範囲で補強箇所が確認できるようにしておいてください。

- ・耐震補強工事の中間時と完了時に検査を受ける必要があります。工事の進捗を踏まえて検査の日程を調整してください。
- ・検査希望日は、概ね一週間前までに電話にて予約してください。
- ・検査において、是正・確認・変更等の箇所があった場合は、速やかに適切な措置を行い、その結果を図面・写真等により報告してください。



《 地震に強いまちづくりをめざして 》

問い合わせ・申込み先

安中市役所・本庁舎 建築住宅課 指導係 ☎027-382-1111

# 代理受領制度について

## 代理受領制度とは

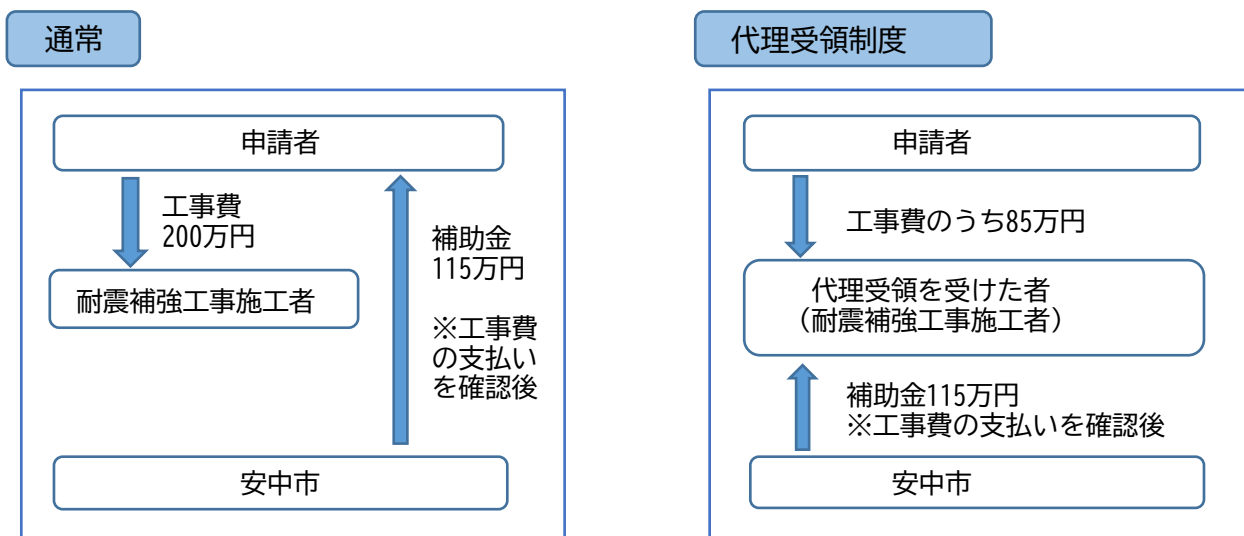
申請者からの委任により、耐震補強工事施工者が代理で補助金を受領する制度です。この制度を利用することで、申請者は工事費等と補助金額の差額（自己負担分）のみを耐震補強工事施工者に支払うことになり、事前の費用負担が軽減されます。

## 代理受領制度のイメージ

通常は200万円の資金調達が必要ですが、代理受領制度を活用すると申請者から耐震補強工事施工者に支払う200万円のうち115万円の補助金額が安中市から耐震補強工事施工者に支払われますので、資金調達は85万円で済みます。

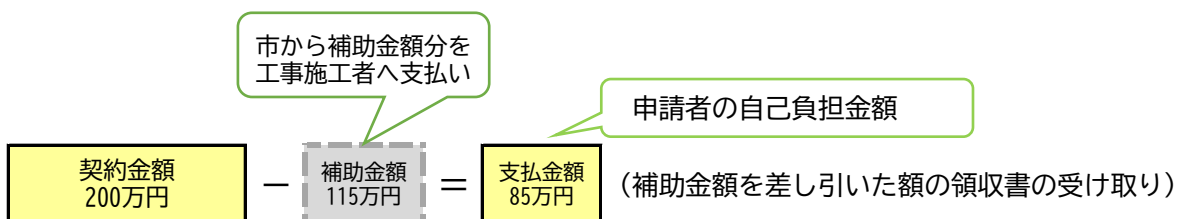
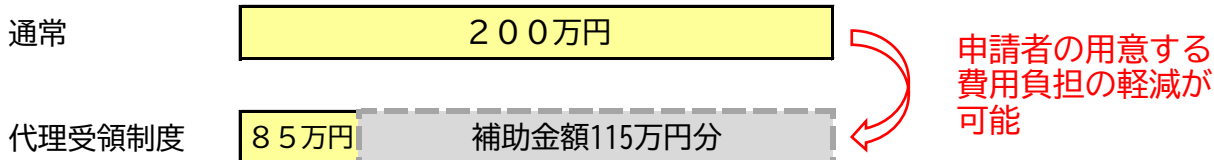
例) 200万円の耐震補強工事を行い、115万円の補助金を受ける場合のイメージ図です。

※耐震補強工事の工事監理者と工事施工者が同一の事業所の場合です。



※どちらの制度を利用するかについては、申請者による選択が可能です。

## 申請者の費用負担



耐震補強工事施工者へ契約金額から補助金額を差し引いた額を支払い、補助金額を差し引いた額の領収書を受け取ります。

※代理受領制度を利用する場合は、耐震補強工事施工者への支払い（補助金分）が遅れるため、耐震補強工事施工者の理解が必要です。